

NPO 法人練馬家族会

特定非営利活動法人 練馬精神障害者家族会

2018年4・5月号

発行元：NPO 法人練馬家族会事務局 〒176-0002 東京都練馬区桜台1丁目6-3 吉村ビル 303

URL: <http://www.nerima-kazokukai.net/> Tel&Fax.No.: 03-3994-3382 E-Mail: info@nerima-kazokukai.net

当会では、精神障害者が共に普通に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。
家族の思いを分かちあう交流会、および勉強会、一般の方々の理解と協力を得るための活動、障害者がより質の高い生活を送るための支援などをおこなっています。

—皆さまのご参加をお待ちしています—

- 家族交流会・他の家族の方々とお話ししてみませんか。
 - ・ 日時：第4金曜日 13：30～16：30
 - ・ 場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3階 研修室5（練馬駅北口1分）です。
 - ・ 初めての方は事前にご連絡ください。
- 電話相談：精神障がい者相談員による電話相談が始まりました。連絡先は8ページをご覧ください。

- ・ 練馬家族会のホームページに是非お越しください。なお、URLは <http://www.nerima-kazokukai.net> です。今年からホームページに会報がアップされています。ご覧ください。
- ・ 会員投稿に関しては、法令、制度や固有名詞等以外の「障害」表記は原則として「障がい」または「障碍」とします。

練馬区心身障害者福祉手当が予算化さる

私共が予てより要望してきた「心身障害者福祉手当」の予算化につき福祉部障害者施策推進課長より内々次の通り話がありました。

今までの経過は、平成28年5月30日にて提出した陳情書が、実に一年振りの昨年6月15日区議会健康福祉委員会を全会一致で採択されたものです。この間、自民党以下各会派を何回も回り陳情に努めました。

今回は、区議会で陳情が採択されたことを受けて、まず本手当の適用をスタートさせたいとの主旨で最低線のスタートを目指すものと言うのが先方の回答でした。

- 一、 手当の支給対象者は精神障害者福祉手帳一級所持者とする。
- 二、 支給額は月10,000円とし、平成30年8月から4月に遡ってする。

この内容では、手帳一級の143名（平成27年度）だけの対象者に過ぎず、二級1,483名、三級1,255名は取り残されます。

そして、月10,000円は身体三級、知的四度相当である点は、本来の精神の一級の支給額15,500円と比べて筋が通らない点は今後共糾していきます。

今後は、「支給対象者として精神障害者福祉手帳所持者三級までとして頂きたい」という点から要求して参ります。

（松沢）

《マル障 精神障害一級所持者対象に適用》

全都で約6,000人いる精神障がい一級に認定されている人（練馬区では平成27年度で143名）にマル障の対象にするという事が確定的になりました。多くの皆さんから署名に協力してもらった賜物と感謝しています。具体的には平成31年1月からの適用になります。

東京つくし会と当事者団体等で結成した「東京マル障の会」は、一昨年の12月に短期間の署名活動でしたが13,000筆の署名を都議会に提出し、各党を訪問して実情を訴えました。その成果か、昨年の3月の都議会において全会派一致で採択され、平成30年度の予算に措置される見込みになりました。

この事により「東京マル障の会」は組織名称としては発展的に解消し、その他の手当や助成における他障害との格差解消に努める新団体として発足する見込みです。他障がいの団体とも協力し、マル障のさらなる拡大や障がいの者の福祉の増進のために取り組んでいくことになります。この会の運営にあたりましても、従前と同じように「東京つくし会」が中心になりますので、各会員の皆様や支援してくれる皆様方の一層の協力のほどよろしくお願いいたします。

（HK 生）

成年後見制度と遺産相続 (前号の続き)

日時：平成 29 年 11 月 24 日 (金) 14:00～16:30

場所：練馬区民・産業プラザ 3 階 研修室 5

講師：井上雅夫氏

(年金トータルサポート・コスモ会員、社会保険
労務士、終活アドバイザー、東京家裁調停委員)

【1】 相続税対策

1) **配偶者の相続税控除** 相続税が法定相続分以下か 1 億 6,000 万円以下の相続は無税。

2) **小規模宅地等の特例** 生計を一にして同居していた相続人が、住居を継続する場合は評価の 80%減とする。要件としては宅地に関しては約 100 坪以内の宅地であること。

3) **生前贈与** 注意すべきことは相続発生 3 年以内の贈与は課税対象である。①**扶養義務者からの贈与**は、必要な都度生活費等をもたらしても非課税である。例えば授業料等である。但し領収書が必要である。②**分割贈与** 年に 110 万以内の贈与は非課税。ただ、預金通帳の名義借り(名義のみ子供の名前にしてそこにお金を入れておく)は贈与とはみなされない。③**配偶者間の贈与の特例** 婚姻期間 20 年以上の夫婦の場合、住宅資金の 2,000 万までの贈与は非課税。

4) **一括贈与非課税措置** ①**住宅資金** 子や孫が一定規模の住宅を取得する場合で期限内までに申告した場合、現在 700 万円まで非課税。②**結婚・子育て資金** 20 歳以上の子や孫に 1,000 万の贈与は非課税。婚礼、家賃、出産、保育の費用等である。平成 30 年年度末で終了 ③**教育資金** 30 歳未満の子や孫に 1,500 万まで非課税。入学金、授業料、習い事、留学費用等である。これも平成 30 年年度末で終了。

5) **特定贈与信託** 特定障がい 1 級の場合 6,000 万まで 2・3 級は 3,000 万まで非課税。但し、金融機関に預けなければならない。使用目的が療養費とか生活費にしか使えないとか信託費用がかかるというデメリットがある。

6) **家族信託** これは遺産を持つ人が、家族や親族に遺産の管理を託す制度である。例えば、父の認知症に備える(遺言代用信託)、遺言書ではできない二次相続も可能である。信頼できる親族や福祉施設を受託者にして、障がいのある子に財産を残すことができる。

7) **相続財産の評価を下げる** 典型的には不動産の購入である。借金をすることによって資産を減殺するのである。

【2】 死亡後の届け出事務

1) 区役所へ提出

- ① 死亡届 死亡後 7 日以内
- ② 火葬許可申請書 火葬・埋葬の許可をとる時
- ③ 世帯主変更届 世帯主が死亡したとき 14 日以内
- ④ 児童扶養手当認定請求書 世帯主が死亡して母子家庭になったとき
- ⑤ 復氏届 配偶者の死亡後、旧姓に戻りたい時
- ⑥ 婚姻関係終了届 俗に死後離婚といわれる義理の親の扶養義務が発生するのを避けるため(3 親等以内は扶養義務有り)
- ⑦ 改葬許可申立書 お墓を移転したいとき

2) 税務署に提出

- ① 準確定申告 1 月 1 日～死亡日までの所得を 4 か月以内に申告する
- ② 相続税の申告 10 か月以内

3) 家庭裁判所

子の氏変更許可申請書 子の性と戸籍を変えたいとき

4) 給付金の受給

- ① 遺族年金の手続き 本人の年金か遺族年金の金額を検討 多いほうを選択
 - ② 未支給年金の請求 年金は後払いであるので死亡時までの未払年金を請求
 - ③ 埋葬費 高額療養費等
 - ④ 労災の場合 労災関係の各種請求事務
- 5) 各種費用
- ① 相続人の調査を依頼 行政書士に依頼の場合 60,000 円程度
 - ② 遺産分割協議書作成依頼 同上 同上
 - ③ 不動産の名義変更 司法書士に依頼の場合 60,000 円程度
 - ④ 相続税申告 税理士 相続財産の 1%

【3】 後見人制度

後見制度とは、認知症等で判断能力が不十分のため、不動産の売買や預貯金の払い戻しや各種契約等の法律行為を行う事が困難になった場合、代わりに法律行為を行う事である。

後見人には、一般的には弁護士や司法書士等の専門職になるが、市民後見人制度もある 親族後見人もあるが不祥事が発生しやすいため裁判所は指定を避ける傾向にある。

後見制度には**法定後見**と**任意後見**の 2 種類ある。

法定後見には次の 3 種類がある。

- 1) **後見**：判断能力を常に欠く場合 日常生活以外の全てを行う。
- 2) **補佐**：判断能力を著しく欠く場合 民法第 13 条

第1項以外の行為を行う。民法第13条第1項以外の行為とは、お金の貸借、保証人になるとか不動産の売買等である。

3) 補助：一部不十分な場合 内容を決め、決められた以外の事は自由にできる。

一方任意後見とは、将来判断能力がなくなった場合後見人になってもらう事を事前に契約をしておく事である。

後見人の仕事は、①**財産管理**：本人の意向を尊重して代わりに預貯金や不動産の管理を行う②**身上監護**：見守り、福祉サービスの利用、医療や通所・入所施設の契約・支払い等本人の身の回りに配慮して生活環境を整える事 以上①②の2つである。

後見人ができないことは、遺言したり認知をしたりする事と日用品の取消・返品がある。

後見人の報酬は裁判所が定める。管理する財産によるが月額2万～6万の範囲である。後見人がどのような時に必要かという、認知症等で判断能力が低下し預貯金の管理や各種契約行為に支障が生じる恐れがあるようになったと思われるときである。

手続きとしては、①主治医の診断書 ②必要書類の整備 ①と②を用意して東京家裁に申し立てる。この際注意すべきことは、後見人の候補者がそのまま後見人になるとは限らない事と、それで決まった後見人の取消は出来ないという事である。親族を後見人にした場合、報酬の発生する後見監督人を指名しなければならない事がある。その場合、500万以上は後見支援信託として信託銀行に強制的に預け換えられる。

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに任意後見契約を締結しておき、補助類型程度の判断能力になった時契約がスタートする。①契約書は公正証書にしておく必要がある。②任意後見契約と合わせて、見守り契約等の契約を締結することが可能である。③後見人の選任や代理権の範囲等は自由に決められ本人の権利の剥奪や資格の行使に制限がない。

任意後見には3種類ある。①**移行型**：見守り契約等をしており、補助類型程度の判断能力になった時、監督人の申し立てをして任意後見契約がスタートする。このケースが最も多い ②**将来型**：将来何かあった時に任意後見制度を発足させる。③**即効型**：補助類型程度の時、任意後見契約をして後見監督人を付ける 以上の3類型である

後見人制度のメリットとしては①本人の不利益な契約は取り消せる ②家裁が関与しているので安心である ③公的補助があることがある。一方デメリットとしては、①財産処分自由度が減る ②本人

の権利や資格が剥奪されるという事があげられる。一方任意後見のメリットとしては、①判断能力の低下がなくとも利用できて、能力が低下したときに安心である。②監督人がチェックしてくれるといったことである。デメリットとしては、①取り消し権がない ②見守り契約等の契約で手数料がかかる③公的補助はないといったことである。

後見制度の利用状況であるが、利用件数が増えていない。不動産の処分とか必要に迫られて利用を開始するといった状況である。市民後見人は普及していない。原因は財産保全の必要がなければ必要とは思っていないからではないからではないか。また後見人の権限が不明確である。

今後の方向としては、利用を進めるために2016年4月に成年後見制度利用促進法が公布された。利用者がメリットを実感できる制度の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和といったところが改善された。今後さらに利用しやすいように変わっていくことが期待される。(文責 HK 生)



東京つくし会創立 50 周年記念式典・祝賀会 盛会に行われる

去る2月23日(金)午後1時半から5時まで、中野サンプラザで開催された式典・祝賀会で133名の参加者を見て盛大に行われた。

前半の式典では、来賓の都議会議長の挨拶のほか、「東京つくし会 50 年の軌跡とこれから」という映像を真壁会長ほかの解説により都連の歴史を振り返った。

後半は祝賀会で、来賓ほか家族会活動に長く携わってきた三人の方にその思い出を語ってもらった。最後は高田馬場にある「日本福祉教育専門学校」の音楽療法の生徒さんの演奏と全員合唱で終わった。

(HK 生記)

きらら風便り

豊玉障害者地域生活支援センター所長
菊池 貴代子氏

～練馬区社会福祉協議会と練馬区障害者就労 促進協会（レインボーワークが統合します～

練馬家族会のみなさま、こんにちは。

日頃より地域生活支援センター、練馬区社会福祉協議会の活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

4月から練馬区社会福祉協議会と練馬区障害者就労促進協会（通称レインボーワーク）が統合します。統合に向け、両団体の互いの強みをいかした新規事業の試行や両団体が統合するための組織的な課題解決に向けてプロジェクトチームを立ち上げ協議してきました。検討するなかで、障害のある人の就労の困難さには生活の困難さもあり、就労・生活の一体的な支援の重要性を確認しました。統合後、生活支援、就労支援の両面から障害者福祉の更なる充実や新しい取り組みを行っていきます。

また、練馬区障害者計画の一部改定では、重点施策として、統合による障害者就労支援の強化が掲げられました。両団体の統合が、練馬区に住む障害のある人の地域での安心した生活につながるよう取り組みます。

きららは、これまでもレインボーワークと協働し、就労に向けた準備グループのプログラム「トライアルゼミ」や就労者が集まり語り合う場「りりーふぽーと」等を実施するとともに、多様な相談を受けてきました。今後は、同じ組織となりともに障害のある人への一層の支援の充実を図っていきます。

障害年金講座実施報告

2月25日（日）14:00～16:30 きららにおいて、「NPO 法人練馬精神障害者家族会」、「一般社団法人 年金トータルサポート・コスモ」、「きらら」の主催で「障害年金の基礎知識」の講座を開催しました。当日は家族会のみなさまにも参加いただき、25人の参加がありました。障害年金は、複雑でわかりにくいと思っていましたが、社会保険労務士の講師の方々のわかりやすくポイントをおさえた講義で、参加者から「わかりやすかった」「ポイントがわかった」「理解がすすんだ」との感想が寄せられました。



障害年金講座の様子

「ワークショップ石神井」見学（6ページ）
の写真です



医療法人社団一陽会

当院は予約制となっております。
ご相談の際はまずお電話にてご相談ください。

TEL:03-3997-3070

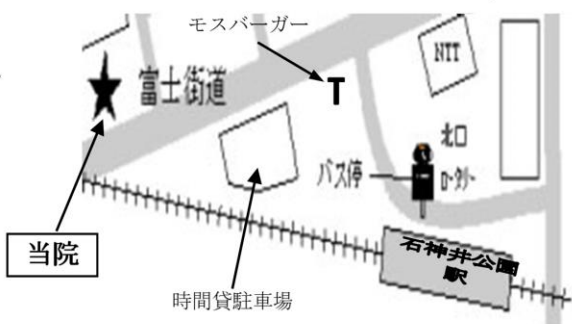
日曜・祝日・水曜日休診

〒177-0041 東京都練馬区石神井 4-3-16-101

●家族相談・精神保健相談

お気軽にご相談下さい

こころのクリニック石神井



《故 小松 範任氏の突然の訃報に接して》

小松氏は、次の詩のごとく逝きたいと願って平成30年2月22日満81才にて生涯を終えられました。

家族会に入られて5年ばかりのお付き合いでしたが、男性的な風貌と明解な語り口は常に私どもを引きつけてられました。石神井保健所の家族会シャインで皆から尊敬され愛されてきました。

私は、葬儀には間に合わずご自宅を訪問し、奥様とご長男からガンとの戦いを一部始終窺いました。

一昨年末の膀胱ガンの発見に始まり、翌年の初めには肺から肝臓と転移していたとのことでしたが、意識はハッキリしておられ「死ぬ三日前になったら、連絡して欲しい人たちの名前」を書き取るように言われたそうです。奥様は、いつ死ぬか分からないのにと静かに笑っておられました。故人が最後まで気にしていたご長男が、大きな支えになったと言っておられた。

告別式で、小松氏のかつての映画監督仲間の方が「ガンの馬鹿野郎！」叫んでおられたのが良く分かります。

選ばれた詩も小松さんらしい！

今日は死ぬのにもってこいの日だ。

生きているものすべてが、わたくしと呼吸を合わせている。

すべての声が、わたくしの中で合唱している。

すべての美が、わたしの目の中で休もうとしてやって来た。

あらゆる悪い考えは、わたしから立ち去っていった。

今日は死ぬのにもってこいの日だ。

わたしの土地は、わたしを静かに取り巻いている。

わたくしの畑は、もう耕されることはない。

わたしの家は、笑い声に満ちている。

子どもたちは、うちに帰ってきた。

そう、今日は死ぬのにもってこいの日だ。

(by Nancy Wood/金関寿夫 訳)

(注) 本書 {今日は死ぬのにもってこいの日}

(36編の詩集)は1974年に出版されて以来世界中のあらゆる世代に読み継がれているインディアンの死生観を表したもの。

合掌

(松沢)

《社会生活するうえでのマナーの習得》

ある講演会に参加した時のことである。黄昏どきになって、メモを取るときの手元が暗くなってきた。講師に照明をつけてくれと願い出たかったが躊躇したままでいて、講演は終了した。どう対応すれば良かったのだろうか。

以上はSSTの講習会でのある参加者からの質問である。

講演会ではパワーポイントが使われていて、その画面は部屋が適度に暗いほうが見易い。そうすると多少、手元が暗くなっていることも致し方無い。そう考えている講演会参加者だっていることだろう。

SSTの参加者から回答案が出された。「先生、日が暮れてきて、部屋も暗くなってきたので、メモが取りづらくなってきました。照明をつけていただければと思うのですが、皆さんはいかがでしょう？」

他の参加者に同意を求めながら、自分の意向を講師に訴えるのである。

列車の4人向い合せの指定席で、3人組同性のグループに1人だけ異性の自分が同席するようになったときの対応はどうしたらよいか？全く見ず知らずの他人とはいえ会話は自ずと耳朶（じだ）に触れてしまうわけで、グループの話の内容は制限されてくる。異性である私は、自分の行き先を告げて、「わたくしに気にせずお話しを続けて下さい」と好意を示すのが旅先での作法ではないかとの意見があった。

先の冬季オリンピックでは日本の、特に女子選手の立ち居振舞いが絶賛された。スポーツでは勝敗を第一義にしてはならないということだろう。試合の結果よりも相手に対しての友好的な所業のほうが、より好印象を与えるのである。オリンピックのような国際的なイベントは、日頃のSSTの実践の場でもあるようだ。

(HF)



《ワークショップ石神井を見学して》

日時：2017年11月14日（火）10時

場所：ワークショップ石神井

11月14日（火）指定就労継続支援事業B型、ワークショップ石神井（社会福祉法人練馬山彦福祉会）に総勢11名（会員は10名）で施設見学に行った。

午前10時石神井公園駅に集合バスで10分程で到着。バス停を降りすぐの3階建のきれいな建物であった。施設長の飯島氏が迎えてくれた。この事業所は精神障害者を対象としており現在は34名が在籍しているとの事。

2階に上がるとちょうど利用者が作業中であった。3テーブルに分かれ封入れ作業等を行っていた。別の部屋では就労移行から一般就労に向けて面接の練習をしている利用者がいた。見学者の中から「頑張ってくださいね」と声がかかると「はい、ありがとうございます！」と返ってきた笑顔が印象的であった。

飯島氏によると病気をもちながらも働く事によって病気が良くなっていく場合がある。就労は良いクスリになっているのではないかとの事であった。週20時間クリア出来れば一般就労に繋がっていく、B型から1年で就労に結びついた利用者もいるということであった。

今後は就労後もジョブコーチを入れていく方向で、就労をより安定したものにしていきたい、との言葉は利用者には心強いであろう。

このワークショップは原則週5日（月～金）開所時間利用者は9:00～15:00、作業内容はダイレクトメール発送作業、線香セット等の商品パック詰作業、公園清掃等作業中心のほか全体ミーティングや体操も入れていくという日課。

月1回学習会・手話・絵画等がある。

見学が朝だった事もあり、生き生き作業をこなしていく朝の活気を全体から感じた。職員さんとの会話からコミュニケーションもとれている様子うかがえた。

机配置などレイアウトも工夫されていて空間を広くとっている印象を受けた。疲れた時休んで、またリフレッシュ出来る休憩室も2部屋あり、すみずみにまで配慮を施されている施設である印象を受けたワークショップ石神井であった。（志村）

お勧めの一冊



『よくわかる「統合失調症」』

白石弘巳著 主婦の友社刊 定価 1400円

白石先生は先日東洋大学を退任なさいました。いつも当事者や家族にやさしい目線でお話をして下さいます。

内容は統合失調症の症状と治療法についてわかり易い解説とカラーのイラストで、当事者がみてもどんどん読み進めて行かれそうなくらい親切、ていねいに発症から受診、治療、回復に至るまでを教えてくれています。

この病気の発症時にこの本があったら、どんなに心強かったのではと思いました。具体的なアドバイスが充実していますので、今から読まれてもとても参考になりますので是非おすすめします。（工藤）

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を
目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科・歯科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111（代表） Fax・03-3924-3389

★診療について★

受付 午前9:00～11:30 午後1:00～3:00

診療日 月曜日～土曜日（水曜日は午前のみ）

休診 水曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始

受付時間内は、経験豊富な専門医が常時2～3名担当しております

《「米百俵」の話》

新潟県に長岡という町がある。明治維新のころ、ここの長岡藩は家老河合継之助を中心にして戊辰の役最大の戦闘といわれる北越戦争を2か月間戦い抜いた。ここら辺のくだりに関しては司馬遼太郎の「峠（上・下巻）」に詳しく書いてあるのでここでは省略する。

この北越戦争の結果、長岡は全城下焼け野原となった。当然藩士たちの生活は明日の米にも事欠くような状態であった。そこに支藩の三根山藩から見舞いという事で米百俵が届けられた。早く米を分けろという藩士たちの反対の声を押し切り、時の大参事小林寅三郎はこの米を換金し、「食えないからこそ学校を建て、人物を養成するのだ。」といい、教育が大切だとして学校を建てた。（その後身の一つが私の母校である）

ところでこの小林寅三郎という人物であるが、象山門下に「二虎」ありと言われた人物である。二虎のうち、一人は吉田虎次郎、後の名は吉田松陰、もう一人がこの話の小林寅三郎である。この小林寅三郎の人となりであるが、象山をして「義卿(松陰)胆略、炳文(寅三郎)の学識、皆稀世の才なり。但事を天下に為す者は、吉田子なるべく、我子を依託して教育をせしむべき者は、独り小林子なるのみ。」と言わしめた人物である。

山本有三はこの話を昭和18年に「米百俵」という戯曲に著わした。昭和18年といえば太平洋戦争の真っ只中。この時山本有三は、北越戦争で全城下焼け野原になった長岡の話に託し、敗戦となり焦土と化すであろう日本の姿を著わしたのである。当然この戯曲は上演停止になった。

山本有三は戯曲の中で、小林寅三郎に「国が興るのも、街が栄えるのも、ことごとく人にある。食えないからこそ学校を建て、人物を養成するのだ。」と言わせた。焦土と化した長岡＝日本を再建する事、そして再び戦火にまみれないようにす

るのは教育の力によって人材を育成することによって達成されると彼は主張したのである。

今や大学進学率は50%を超え、多くの人が高等教育を受けている社会になったが、果たして山本有三の願いは達成されたのであろうか。

(文責 HK 生)

—講演会のお知らせ—

●3月31日(土)午後1:30~3:30

荏原保健センター(戸越銀座駅下車8分)

「どうして とじこもっちゃうの？」

講師：波多野美佳医師 かもめ会顧問精神科医

主催：品川区かもめ会 参加費：無料

庄田 03+3458-6908

●4月14日(土)午後1:00~4:00 新宿区

立障害者福祉センター(若松河田駅下車6分)

「精神科の診療時間の有効活用を」

講師：やきべつの径診療所 夏莉郁子医師

主催：新宿フレンズ 03+3987-9788

参加費：900円

●4月21日(土)午後1:30~3:30

「障害はあってもこの街で暮らしたいー訪問看護で自分らしい生活をー」

講師：だるまさんクリニック院長

西村秋生医師

主催：蒼空会 042-493-0210 参加費：無料

清瀬市児童センターころぼくるホール(清瀬駅北口下車 志木駅南口行「気象衛星センター」下車2分)

●4月28日(土)午後1:30~4:00 総合福祉

センター3F研修室(梅が丘駅下車7分)

「当事者の力を引き出す支援！」

講師：東京ソテリア代表 野口博文氏

家族会 野口ノブ子氏

主催：世田谷さくら会 03-3308-1679

参加費：800円

寄り添う 心と ころ

精神科急性期治療、高齢化社会に対応した認知症治療病棟
専門医師とスタッフたちが愛情込めて適切に対応します

(交通のご案内)

武蔵関駅(西武新宿線)より 徒歩15分 又は関東バス「荻窪駅行き」「三鷹駅行」にて

慈雲堂前下車徒歩3分

大泉学園駅(西武池袋線)より 西武バス「吉祥寺駅行」にて関町北一丁目下車徒歩10分

(診療科)

精神科 内科

(併設など) 訪問看護ステーション 精神科大規模デイ・ケア/デイナイトケア グループホームまいとりい



♡♡ ここは 武蔵野サンクトゥアリ ♡♡

医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院

院長 田邊 英一

東京都練馬区関町南4-14-53

〒177-0053 Tel. 03(3928)6511

homepage: <http://www.jiundo.or.jp/>

NPO 法人練馬家族会 入会のお誘い

- ・隔月 1 回発行する会報をお届けします。
“みんなねっと”をご希望の方は事務所までご連絡ください。
- ・毎月行なわれる交流会、勉強会及び、福祉施設見学会（年 2 回）、講演会（年 3～4 回）にご参加いただけます。
- ・その他、随時おこなわれる行事には家族揃ってのご参加をお待ちしています。

- ・会 員：年会費 9,000 円（個人、但しお支払い方法は一括払い、4,500 円の 2 回分割払いでも結構です）
 - ・賛助会員：年会費 3000 円（団体可／一口）
- <振込先>
三井住友銀行 中村橋支店
普通預金 口座番号 1588974
口座名義：特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会

NPO 法人練馬家族会 4・5 月スケジュール

■4 月 14 日（土）14：00～17：00

2018 年度第 1 回運営&理事会
場所：NPO 法人練馬家族会事務所

■4 月 27 日（金）13：30～17:00

2018 年度第 1 回練馬家族会交流会
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

■5 月 12 日（土）14：00～17：00

2018 年度第 2 回運営&理事会
場所：NPO 法人練馬家族会事務所

■5 月 25 日（金）

第 13 回練馬家族会通常総会、
2018 年度第 2 回練馬家族会交流会
時間：総会 13：30～14：30 交流会 14：45～16：30
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

区内各保健相談所「家族の集い」4・5 月スケジュール

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

4 月 25 日（水） 5 月 30 日（水） 14:00～16:00
光が丘保健相談所 光が丘 2-9-6 電話 03-5997-7722

4 月 13 日（金） 5 月 11 日（金） 13:30～15:30
関保健相談所 関町東 1-27-4 電話 03-3929-5381

4 月 18 日（火） 5 月 16 日（火） 14:00～16:00
北保健相談所 北町 8-2-11 電話 03-3931-1347

4 月 17 日（火） 5 月 15 日（火） 10:00～12:00
大泉保健相談所 大泉学園町 5-8-8 電話 03-3921-0217

4 月 24 日（月） 5 月 22 日（月） 14:00～16:00
石神井保健相談所 石神井町 7-3-28 電話 03-3996-0634

4 月 23 日（月） 5 月 28 日（月） 14:00～16:00
豊玉保健相談所 豊玉北 5-15-19 電話 03-3992-1188

—精神障がい者相談員が電話で相談を伺います—

- ・練馬家族会事務所への電話相談： 電話番号 03-3994-3382 火・水・金 13：30～16：30
- ・携帯電話への相談： 松 沢 勝 070-4097-2801 月～金 10：00～17：00
響田 英夫 070-3975-9372 同上 渡邊ミツ子 070-3965-8791 同上
工藤 邦子 070-3991-4924 同上 ・携帯電話は受信専用になっていることをご了承下さい。

—NPO 法人練馬家族会 通常総会のお知らせ—

日時：2018 年 5 月 25 日（金）

13：30～14：30

場所：区民・産業プラザ
（ココネリ）3 階 研修室 5

正会員の皆様には是非ともご出席
下さいますようお願いします。

総会に引続き 14：45 からは家族交流会となります。



きらら・トータルサポートコスモ・
NPO 法人練馬家族会共催

「誰でも参加できる SST」

日時：2018 年 5 月 13 日（日）2 時～5 時

場所：豊玉地域生活支援センター きらら

講師：吉田 みゆき氏

同朋大学の 社会福祉学部社会福祉学科
准教授(SST 認定講師/精神保健福祉士)

大泉学園北口徒歩 3 分

医療法人社団地精会

大泉 金杉クリニック

神経科・精神科・心療内科

～精神科デイケア・ナイトケア・訪問看護～

<http://www.kanasugi-clinic.com>

TEL 03-5905-5511（予約制）

練馬家族会 会報 2018 年 4・5 月号

2003 年 11 月創刊 通巻第 169・170 号

発行日：2018 年 3 月 20 日

発行所：特定非営利活動法人

練馬精神障害者家族会 事務局

〒176-0002 東京都練馬区桜台 1 丁目

6-3 吉村ビル 303

発行人：NPO 法人練馬家族会

編集：NPO 法人練馬家族会

編集委員会

